

ドライブレコーダー導入助成金交付要綱

中国トラック交通共済協同組合

(事業趣旨)

第1条 中国トラック交通共済協同組合(以下「組合」という。)は、組合員の交通事故減少を目指すため、事故防止対策に効果が期待されるドライブレコーダー機器(以下「機器」という。)を導入した組合員に対し、助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、組合と対人または対物賠償共済契約した事業用自動車に新たに機器を装着した組合員とする。

(対象機器)

第3条 助成の対象機器は、原則としてトラック協会が助成対象とした機器とする。

(交付額)

第4条 助成対象数は、1組合員当たり20台または対人若しくは対物賠償共済契約(営業用車)台数のいずれか少ない数を上限とし、機器1台当たり1万円を限度に交付する。

但し、助成金は、機器の購入価格を超えず、かつ、国及び他の機関の助成等を含めた助成額の合計が機器の購入価格を超えない範囲で交付する。

2. 機器購入価格は消費税・取り付け工賃を除きとし、助成額の千円未満は切り捨てとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする組合員は、別紙「ドライブレコーダー導入助成金交付申請書」(以下「申請書」という。)に必要書類を添付し組合理事長に提出しなければならない。

2. 申請書の提出期限は、組合本部または支所へ当該年度末日までとする。

なお、助成は先着順とし、申請が予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 組合は、組合員から前条の申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認められるときは助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 助成金を受けた組合員は、関係法令等に従い善良な管理者の注意をもつ

て、機器を管理しなければならない。

2. 組合員または交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、組合は組合員に対して期限を定めてその助成金の返還を求めることができる。

(1) 助成金の申請内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 助成対象自動車が、機器の助成金交付決定日から起算して1年以内に対人または対物賠償共済契約を解約したとき。

(財産の処分制限)

第8条 組合員は、機器の助成金交付決定日から起算して1年を経過するまでの期間は、当該機器の譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(映像記録の活用)

第9条 当該機器を装着した車両が事故を惹起した場合において、組合が当該事故に係る映像記録の提出を求めたときは可能な限り協力するものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年5月23日から施行する。

2 前年度の4月1日以降新たに装置を装着したものに遡及適用する。